

平成25年度 第3回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所		平成25年12月19日(木) 金沢市役所 第3委員会室	
委員 (委員数5名) (出席数5名)		委員長 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 後藤 正美(金沢工業大学教授) 委員 米田 満(公認会計士) 委員 松本 樹典(金沢大学教授) 委員 舟橋 秀明(金沢大学准教授)	
次第		1 開会 2 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等 ア 平成25年4月1日から平成25年11月30日までに係る本市発注工事及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 報告事項その他 (3) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯 (平成25年7月1日から平成25年9月30日) 3 閉会	
抽出案件		6件	
工事	制約付き一般競争入札	2件	・ 水道基幹管路耐震化事業(25-1工区)配水本管改良工事 ・ 新内川発電所無停電電源装置取替工事
	指名競争入札		該当なし
	随意契約	1件	・ 戸室新保埋立場浸出液処理施設電子計算機等更新工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	・ 海側幹線Ⅳ期 軟弱地盤解析業務委託(木越町～千木町間)
	指名競争入札	1件	・ 米泉町10丁目地内ほか(3-1工区)管渠築造工事実施設計業務委託
	随意契約	1件	・ 平成25年度 岸川踏切横断管渠築造工事実施設計業務委託
審議内容		別紙のとおり	
委員会による報告 又は意見の具申		平成25年度第2四半期の発注工事に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。 今年度実施した制度改正の検証等については、別紙のとおりである。	

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市総務局監理課 工事契約グループ
電話:076-220-2101

別 紙

総 括

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

建設工事については、最低制限価格の引き上げなどの今年度実施した制度改正は、着実に効果が表れている。全国的に問題となっている入札不調は、入札契約制度自体の問題ではなく、経済政策や災害により、公共工事や民間工事が短期間に多数発注されたことによるものと思われるが、工期の延長や発注時期の工夫も必要で、また、設計額も重要な要素であり、価格急騰により設計額と実勢価格との間にかい離がある場合は、再度設計額を見直すなど、対策を検討し対応することが望ましい。

社会保険未加入問題に関しては、国・県と歩調を合わせ、できるだけ対応をすることが適当である。

入札契約に共通する事項として、安値入札・見積が発生した場合に備え、対応策を検討しておくことが望ましい。

工事及び委託業務の選考等の経緯については、適正に執行されていることを確認した。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 工事・委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等</p> <p>○ 7段階評価になり評点が上昇している。マイナス評価の利活用について、これまで65点未満を基準としてきたが、見直しを検討しているか。</p> <p>○ 評点の分布が、平成25年度は24年度よりも滑らかな上昇ラインを描いており、きめ細かな評価になったことが伺える一方、昨年度は滑らかさに欠けると感じられる。その理由は何か。</p> <p>○ 何年か、データを蓄積した後分析すれば、正確な制度の評価ができると思うので、推移を見守りたい。</p> <p>○ 入札不調の理由に、①資材の調達に時間を要する、②工期に余裕がないとあるが、この他に、足場などの機材不足、工期の長期化に伴い重機の損料の負担が増加しているとも聞いている。 このような状況の中、具体的に不足する資材や機材を把握しているか。</p> <p>○ 不調対策に、設計の見直しや再設計という言葉があるが、本当に設計を見直すのか。</p> <p>○ 不調理由として、特殊技能者がいないのか、それとも価格面で合わないのか。また、特殊技能者が少ないことを原因とする不調はこれまでも日常的にあったかと思われるが、特殊技能者の有無を原因とする不調の中身について詳細を把握しているか。</p> <p>○ 工事が多数発注されていることや、そのため人材や資材価格が合わなくなっていることは、好景気による一時的な問題である。人手不足により工期に余裕がないことも同様で、時間が経てば沈静化すると思われる。 不調の原因を分析し、昨年までも同様の原因で不調となっている案件については対応すべきであるが、今年度の特殊な理由による不調に関しては長い目で見てよい。</p>	<p>・ 65点を基礎点としており、今後、評価実績データが蓄積された段階で、検討すべきと考えている。 なお、7段階へ移行したことで、品質確保の配点が5点から10点に増加したため、品質が確保されなければ、65点を下回る可能性は高まっている。</p> <p>・ 7段階評価に移行したため、評価レベルが従来の[A]、[B]の間に「A」が加わり、それぞれに振り分けられたことから、滑らかな分布になったと考えている。 また、工事特性が評価項目に加わったことも、評点分布に変化を与えている。</p> <p>・ 資材については、建築工事における鉄骨や鉄筋といった鋼材が不足している状況を聞いている。消費税増税のため駆け込み需要による住宅建築の増加や、円安等の影響で年度当初から資材が日本国内には不足気味であったとの話も聞いている。 また、特殊機材に関しては、護岸工事の際の矢板打込み機械の順番待ちのため、確実に施工できる自信がなく事業者が応札を見送った結果、不調が発生したケースもあった。</p> <p>・ 工期の変更、積算単価の変更も含めて設計の見直しという言葉を使っている。</p> <p>・ 建築工事の例として、型枠大工などの技能労働者が不足気味なため、下請事業者を確保できず応札しないという場合と、特殊技能者を確保するために人件費が高騰し応札額が合わないという場合があることから、国や自治体は技能労働者を増やす方策を検討する必要があると考えている。</p>

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>○ 大きなポイントは、技術者不足と価格の高騰であるが、技術者不足は中長期的な問題であり、入札制度の改正で対応できる問題ではないし、価格の高騰については、工期延長や発注時期の集中を避けること、スライド条項を活用することで対応できる部分もあると考えている。今後も引き続き状況の推移を見守りたい。</p> <p>○ 最低制限価格を上げる、などの入札制度の改正で対応する問題ではなく、制度の運用等できめ細やかに対応できると考える。 工期等の発注条件を検討することで頑張っで対応して欲しい。</p> <p>○ 社会保険に関するアンケートで、5%の業者が「全員加入は、難しい。」と回答しているが、その理由は何か。</p> <p>○ 社会保険未加入問題に関しては、国や県が既に対策を講じて進めていることから、本市としてもそのことを踏まえて、できるだけ対応をすべきである。</p> <p>○ 安値入札・見積が発生した場合は、自治法などの規定が制約となり対応が難しい。いざという時のために、事前に対応策を検討しておくことが望ましい。</p>	<p>・ 入札不調については入札制度自体の問題ではないと考えており、急がない工事は沈静化を待つ方法もあると考えている。 ただ、地元との協議や各施設の事情により、発注を急ぐ工事については、工期に余裕を持たせたり設計額の見直しを行うなど様々な工夫をしながら対応していく必要があると考えている。</p> <p>・ 資金的に厳しい、技能労働者本人が厚生年金保険に加入しづらいなどの様々な理由があるが、その根本には賃金の上昇が社会全体に行き渡っていないためだと考えている。 公共工事設計労務単価が今年上がったが、民間工事にも反映していけば、状況が良くなっていくものと思う。</p>
<p>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</p> <p>水道基幹管路耐震化事業（25-1工区）配水本管改良工事</p> <p>○ 高額・高落札率であり応札が1社だったが、応札可能な業者は何社いたのか。 また、落札制限があったが、他の2件の落札率はどうだったか。 厳しい施工条件を緩和するために、工区を分割することは検討したか。</p> <p>新内川発電所無停電電源装置取替工事</p> <p>○ 辞退が3社あったが、辞退理由は何か。 また、落札率が90%で、最低制限価格と同額であるが、この点についてどう考えているか。</p>	<p>・ 参加資格要件を備えた企業は10社余りあった。 同時に発注した2件については、通常の土木工事並みの落札率であった。1社入札で、結果的に高落札率になったことは好ましいことではない。 本件の施工場所はホテルが立ち並ぶエリアで、道路交通の管理等を考慮した場合、一体で施工した方が監督しやすいと判断し、1つの工区として発注したものである。</p> <p>・ 本件と同様の無停電電源装置工事で辞退した企業に、「機器の一部が受注生産の部品で、順番待ちのため工期を守る自信がなかった」という辞退理由があったが、この時と同様だと推測しており、参加申請後に段取りを検討した結果、工期内に完成させる見通しが立たなかったため、辞退したと思われる。 工事の主たる部分が製品の製造である場合には直接工事費が大きくなるため、最低制限価格が90%を超える場合がある。最低制限価格を設定する範囲は国で70%から90%と定めていることから、本市でも同様に90%を超える場合は上限の90%としている。 このような最低制限価格に関するルールは公表されていることから、複数社が90%で入札したものと思われる。</p>

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>戸室新保埋立場浸出液処理施設電子計算機等更新工事</p> <p>○ 更新の理由、随契の理由は何か。</p>	<p>・ 施設の老朽化に伴い、浸出液処理施設の更新工事を5か年計画で実施しているが、既存のシステムには互換性・汎用性がないため、当初に施設を施工した事業者と随意契約を締結したものである。</p>
<p>海側幹線Ⅳ期 軟弱地盤解析業務委託（木越町～千木町間）</p> <p>○ 落札率が高く、応札額に多少の差が見られるが、その理由はどう考えているか。</p>	<p>・ ボーリング調査を伴うため、現場での機材費・人件費が生じ、通常の土木設計案件と比較した場合に落札率が高くなったと考えられる。 また、応札額の差は、各社の人月単価の査定による差額であると考えている。</p>
<p>米泉町10丁目地内ほか（3－1工区）管渠築造工事実施設計業務委託</p> <p>○ 1社が極端に安い額で応札しているが、万一、低額落札があった場合に品質確保に不安がある。最低制限価格は公表されているのか。</p>	<p>・ 予定価格は事前公表だが、最低制限価格は事後公表している。 ダンピング受注が起きないよう最低制限価格が設けられており、品質確保に問題はないと考えている。 本件については、最低制限価格が概ね推測できる状況で、端数処理を誤ったものと考えられる。</p>
<p>平成25年度 岸川踏切横断管渠築造工事実施設計業務委託</p> <p>○ 随意契約案件で、資料説明のみで了解したため質問なし</p>	